

# 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

令和3年4月1日策定

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容（目標）

(1) 妊娠中や出産直後の女性職員の健康の確保について、職員に対する規程の周知や情報提供及び相談体制を整備実施する。

《対策》

- ・毎年12月にパンフレット等を作成し、女性職員の妊娠中や産前産後並びに育児休業中の状況について男性職員も共有するよう理解を深める。
- ・管理職に向けた職員の処遇に関する研修等を実施する。

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を療育する職員に対する制度の利用及び周知を図る。

《対策》

- ・令和3年12月より、職員からの相談体制を整備する。
- ・令和3年11月までにパンフレット等を作成し、職員に周知を図る。
- ・管理職に向けた職員の処遇に関する研修等を実施する。

(3) 育児休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備など規程の見直しなどを随時行う。

《対策》

- ・毎年12月に規程の見直しを管理職で行う。
- ・見直しを行った場合は、職員に周知する。

(4) 働き方の見直しを含め、時間外労働の削減、年次有給休暇等ワークライフバランスやストレス解消等業務に集中できるよう配慮した職場環境を構築する。

《対策》

- ・職員本人も自分の休暇取得について、気兼ねなく取得できるよう管理職及び外職員においても理解を深めるよう周知する。
- ・年2回（7月・12月）管理職による職員面談を行い、コミュニケーションを図る。